

秋田市告示第206号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年7月10日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
山 本 達 彦	秋田大学医学部 附属病院	小児科	肢体不自由 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障 害
大 溪 隆 弘	秋田赤十字病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障 害